

令和8年度

特別徴収のしおり

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 特別徴収事務取扱要領 | 1 |
| 退職所得の分離課税に係る | |
| 町民税・県民税所得割の特別徴収について | 3 |
| 退職所得の分離課税に係る所得割内訳書の 提出について | 5 |
| 納入書の書き方 | 7 |
| 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者 異動届出書の提出について | 9 |
| 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 | 11 |
| 異動届出書の記入例（普通徴収に変更） | 15 |
| 異動届出書の記入例（一括徴収） | 16 |
| 異動届出書の記入例（特別徴収継続） | 17 |
| 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替依頼書 | 19 |
| 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 | 21 |
| 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の 納期の特例に関する申請書 | 23 |
| 町民税・県民税・ 森林環境税（特別徴収税額）取扱局指定通知書 | 25 |

市町村コード 234427

愛知県知多郡 東浦町

問い合わせ

東浦町役場 税務課住民税係

〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 (0562) 83-3111 (内線 112、113)

東浦町税務課ホームページ

東浦町 事業所 町県民税

検索

特別徴収事務取扱要領

1. 特別徴収とは

納税義務者の便宜と税務事務の円滑化及び合理化を図る目的から、給与の支払者（事業主）が給与の支払いを受ける者（従業員）の毎月の給与から年税額を12分割（本年6月から翌年5月まで）した個人の町民税・県民税・森林環境税額を徴収し、給与の支払者（事業主）に各従業員分の税額を一括して納入していただく制度です。

なお、町民税・県民税が均等割のみかつ森林環境税が課税されている（年税額：5,500円）方の分は6月に全額徴収し納入していただきます。

2. 特別徴収義務者の指定と指定番号

4月1日現在において給与の支払いをしている方で、所得税法第183条の規定により所得税を源泉徴収して納付する義務のある方を、地方税法及び東浦町税条例の規定により特別徴収義務者として指定しています。

なお、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載の特別徴収義務者指定番号が、今年度のあなたの事業所を示すものですので、町に提出する書類・照会等にはこの番号をお知らせください。

3. 特別徴収関係書類を受領されたら

関係書類の内容をご確認いただき、誤り等がある場合は至急お知らせください。

確認後、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を各従業員へすみやかに交付してください。

なお、退職等により交付できない場合は、必要事項を記入した「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とともにお返しくください。

4. 特別徴収税額の通知と納入

特別徴収の方法によって町民税・県民税・森林環境税を徴収する場合には、5月31日までに、特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知することとされています。

特別徴収義務者は、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」のとおり、各月の税額を各従業員の毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに納入してください。

なお、10日が金融機関の休日に当たる場合はその翌営業日が納期限となります。

5. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更した場合、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更後の税額を天引きし納入してください。

6. 納入方法

「納入書」裏面に記載されている金融機関で納入書により納入していただくか、地方税共通納税システムで納入してください。地方税共通納税システムの詳細は、eLTAX ホームページ

「<https://www.eltax.lta.go.jp/>」にてご確認ください。

なお、納入書の取扱いにあたっては、OCR（光学式読取装置）で処理いたしますので、「納入書の書き方」（7項）を参考に記入してください。

また、愛知・三重・岐阜・静岡県以外の（株）ゆうちょ銀行・日本郵便（株）の各店舗を利用する場合は、「指定通知書」（25頁）を第1回目の納入の際に提出する必要があります。

7. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時 10 人以下の事務所・事業所等は、「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」(23 項)を提出し承認されることにより、給与から天引きした税額を 11 月分と 5 月分の 2 回の納期で納入できる特例が受けられます。

8. 特別徴収税額を滞納された場合について

特別徴収義務者が納期限までに各月の税額を納入されない場合、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000 円以下の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円以下であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 14.6% (その年の延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合)、ただし、納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は年 7.3% (その年の延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

9. 納税義務者に異動(退職・転勤等)があった場合

(1) 退職・死亡・長期欠勤等により

特別徴収を継続できなくなった場合……………記入例(15 頁)

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」

(11、13 頁)に必要な事項を記入し、異動事由の発生した月の翌月 10 日までに提出してください。この場合、異動のあった月までの税額を天引きし納入してください。

また、その異動(死亡の場合を除く)の日が 1 月 1 日以降の場合で、5 月 31 日までに支払われる給与又は退職金等が未徴収税額を超える場合は、地方税法 321 条の 5 第 2 項により納税者の申し出の有無にかかわらず一括徴収していただくこととなっています。

(2) 退職者等の未徴収税額を一括徴収する場合…記入例(16 頁)

退職・長期欠勤等により特別徴収を継続できなくなった場合の翌月以降の未徴収税額について、納税義務者から一括徴収の申し出があったときは、地方税法 321 条の 5 第 2 項により一括徴収していただくこととなっています。

納税義務者の手間の軽減のため、納税義務者と相談の上一括徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

また、一括徴収する場合についても、(1)と同様の用紙に必要な事項を記入し、異動事由の発生した月の翌月 10 日までに提出してください。

(3) 転勤・転職により

特別徴収を他事業者が継続して行う場合……………記入例(17 頁)

新たな特別徴収義務者と調整の上、(1)と同様の用紙に必要な事項を記入し、異動事由の発生した月の翌月 10 日までに提出してください。

新たな特別徴収義務者へは、町から「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」を送付しますが、徴収開始月及び徴収すべき税額を事前に連絡していただくようお願いいたします。

10. 就職等により納税義務者が増えた場合

町民税・県民税・森林環境税を普通徴収(個人が納付書により納付する方法)により納付していた方が就職され、特別徴収による納入を希望されるときは、「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替依頼書」(19 頁)を提出することにより、納期限の過ぎている分について特別徴収への切替えができます。

なお、提出の際には、二重納付防止のため納税義務者に届いている納付書がありましたら同封してください。

退職所得の分離課税に係る町民税・県民税所得割の特別徴収について

退職手当等に係る課税については、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等を支払う際に税額を計算し、支払金額から特別徴収していただくこととなっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払いを受ける人が納税義務者となります。

なお、納税地は退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村となります。年の途中で住所を異動されても納税地は変わりません。

また、死亡により退職された人に対する退職手当等を遺族に支払った場合は、相続税の対象となり町民税・県民税は課税されません。

2. 税額の計算

次の式により求めます。

- 勤続5年以下の役員等に支払われる退職所得等
 $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$
- 勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職所得等
 - ・ 退職所得等の金額から退職所得控除を控除した後の金額が300万円以下の場合
 $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} = \text{税額}$
 - ・ 退職所得等の金額から退職所得控除を控除した後の金額が300万円を超える場合
 $\{150 \text{万円} + \text{退職手当等の金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額})\} \times \text{税率} = \text{税額}$
- 上記以外の人に支払われる退職手当等の場合
 $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} = \text{税額}$

※税率をかける前の金額は、1,000円未満切捨て

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員、地方議会議員及び国家公務員並びに地方公務員をいいます。

(1) 税率

| | | | |
|-----|----|-----|----|
| 町民税 | 6% | 県民税 | 4% |
|-----|----|-----|----|

計算の際は、町民税・県民税をそれぞれ計算し、税額は100円未満の端数を切り捨ててください。

(2) 退職所得控除額

| 勤続年数 | 退職所得控除額 |
|-----------|-------------------------------|
| 20年以下の場合 | 40万円×勤続年数 (80万円以下のときは80万円) |
| 20年を超える場合 | 800万円+70万円×(勤続年数-20年) |

在職中に障害者になったことにより退職したと認められる場合は、表に掲げる退職所得控除額に100万円を加えた金額が退職所得控除額となります。

3. 納税義務者の申告

退職手当等の支払いを受ける人は、その支払いを受ける時までに、「退職所得申告書」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙になっています。）をその支払者を経由して、課税市町村の市町村長に提出しなければならないこととなっています（ただし、この申告書は、退職手当等の支払者が受理した時に市町村長に提出したものとみなされ、支払者の手元に保管していただくことになっていますので、支払者は市町村長に提出する必要はありません。）。

退職所得等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして税額を計算してください。

4. 特別徴収税額の納入

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、特別徴収した当月分の税額を市町村ごとにまとめて所定の「町・県民税納入申告書」（納入済通知書の裏面）に必要事項を記入し、翌月 10 日までに納入してください。

なお、「退職所得の分離課税に係る所得割内訳書」（5 頁）についても、記入のうえ納入市町村に提出してください。

退職所得の分離課税に係る 所得割内訳書の提出について

退職所得の分離課税に係る所得割額を納入される特別徴収義務者は、納入書の「退職所得分」の欄に納入する税額を記入するとともに、右の所得割内訳書に所要事項を記入し、下記まで提出してください。

送付先

〒470-2192

住所不要

東浦町役場 税務課 住民税係

退職所得の分離課税に係る所得割内訳書
東浦町長 殿 年 月 日

| 年 月分 | | 指 定 番 号 | |
|---|------|---------|---------------------|
| 1 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 2 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 3 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 4 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 特別徴収義務者 住所又は 〒 所在地 | | | |
| 氏名又は 名 称 | | | |
| 地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により、分離課税に係る所得割の納入申告したところの内訳は、上記のとおりです。 | | | |

退職所得の分離課税に係る所得割内訳書
東浦町長 殿 年 月 日

| 年 月分 | | 指 定 番 号 | |
|---|------|---------|---------------------|
| 1 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 2 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 3 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 4 | 住所 | 氏名 | |
| | 支払金額 | 勤続年数 | 町民税 円 県民税 円 年 |
| 特別徴収義務者 住所又は 〒 所在地 | | | |
| 氏名又は 名 称 | | | |
| 地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により、分離課税に係る所得割の納入申告したところの内訳は、上記のとおりです。 | | | |

納入書の書き方

納入書はOCR（光学式読取装置）で処理しますので、下記の記入例を参考に正しく記入してください。
 なお、下記の記入例は領収証書部分だけを記載していますが、納入書及び納入済通知書の部分も同様に記入してください。

【表】

| 愛知県知多郡東浦町 | | | 個人町民税 個人県民税 森林環境税 | | | 領収証書 ① | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---|-------------------------|-----|---|------------------------|-----|---|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 市区町村コード | | | 口座番号 | | | 加入者名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 4 | 4 | 2 | 7 | 00840-4-960104 | | | 知多郡東浦町会計管理者 | | | | | | | | | | | |
| 08年06月分 | | | 指定番号 | | | 納入金額(1) | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 8120781 | | | 3,550,200 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | | 給与分 (一括徴収 分を含む) | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | | | | | | |
| | | | | | | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | | | 退職 所得分 | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | | | 延滞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | 令和8年7月10日 | | | (2) | | | 合計額 | | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | |
| | | | | | | | | | | | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (特別徴収義務者) | | | 住所 | | | 領 | | | 収 | | | 日 | | | 付 | | | 印 | | |
| 又は | | | 470-2192 | | | 様 | | | 付 | | | 印 | | | 印 | | | 印 | | |
| 所在地 | | | 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20 | | | 様 | | | 付 | | | 印 | | | 印 | | | 印 | | |
| 氏名 | | | 東浦町役場 | | | 様 | | | 付 | | | 印 | | | 印 | | | 印 | | |
| 又は | | | | | | 様 | | | 付 | | | 印 | | | 印 | | | 印 | | |
| 名称 | | | | | | 様 | | | 付 | | | 印 | | | 印 | | | 印 | | |

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

- 通常は事前に印刷されていますが、予備の白紙を使用する場合は記入してください。
- 記載されている納入金額と異なる金額を納入する場合は、黒いボールペンを使用し、横線で抹消してください。
- 退職、転勤等により「納入金額(1)」欄に記載されている税額が変更になったとき又は予備の白紙のものを使用する場合に記入してください。
- 退職所得の分離課税に係る所得割（6頁の税額）の納入がある場合に記入してください。
- 合計額を記入してください。
- 通常は事前に印刷されていますが、予備の白紙を使用する場合は記入してください。

【裏】

| 町・県民税納入申告書 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|---|------|-------|---|---|----|-------|---|---|------|---|---|--|
| 愛知県知多郡東浦町長 | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日提出 | | | | 年 月 分 | | | 人員 | | 人 | | | | | |
| 退職手当等支払金額 | | | | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| 内 訳 | 氏名 | 様 | 支払金額 | | | | | | | | 勤続年数 | 年 | | |
| | 氏名 | 様 | 支払金額 | | | | | | | | 勤続年数 | 年 | | |
| 特別徴収税額 | 町 民 税 | | | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| | 県 民 税 | | | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| 地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| (特別徴収義務者) | 住所又は所在地 氏名又は名称 | | | | | | | (受付印) | | | | | | |
| | 法人番号または個人番号 | | | | | | | | | | | | | |

退職手当等を支払った年月を記入してください。

退職手当等から町民税・県民税を特別徴収した人数を記入してください。なお、「退職所得の分離課税に係る所得割内訳書」(7項)も別途提出してください。

退職した者に支払った退職手当等の金額の合計額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した町民税及び県民税それぞれの合計額を記入してください。

退職手当等の支払者(特別徴収義務者)の所在地、名称及び13桁の法人番号を記入してください。

※個人事業主の場合、12桁の個人番号を記入してください。

ただし、納入時に使用する納入申告書には、個人番号は記載しないでください。(金融機関は、法律上、個人番号を取り扱うことができません。)

別途、納入申告書に個人番号を記載し、東浦町役場へ提出してください。

※給与分にかかる特別徴収税額のみ納入の場合は、法人番号及び個人番号の記入は不要です。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出について

1. 提出期限

退職、休職、転勤等の理由により、給与の支払いを受けなくなった納税義務者がある場合、次頁以降の記入例に従い必要事項を記入の上、その異動の月の翌月 10 日までに提出してください。

なお、給与支払報告書の提出後に異動があった場合についても、この異動届出書を提出してください。

2. 変更通知書

提出された異動届出書に基づき処理を行い、変更通知書を送付します。

なお、異動のあった納税義務者分のみが記載された変更通知書となりますので、必要に応じて事業所の納入する税額等を修正してください。

また、納入書については、変更後のものは送付しませんので「納入書の書き方」（7 項）に従い納入金額を修正して納入してください。

3. eLTAX（エルタックス）からの届出

異動届出書は、eLTAX からでも申告することができます。

eLTAX の電子申告では、対応のソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告を行うことができます。

これまで、複数の市区町村に申告の手続きを行う場合は、作成した申告書をそれぞれの役所へ提出する必要がありましたが、eLTA 電子申告では、複数の役所へ提出する場合でも eLTAX ポータルへ送信すれば一度の手続きで済みます。

※控用に受付印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒に送付先を記入のうえ同封してください。

※この届出が遅れますと、あなたの事業所の特別徴収税額に未納税額が発生することとなり、督促状や催告書が届いたり滞納処分されたりします。

また、納税義務者の方におかれましても普通徴収の納期が経過することにより一度に多くの税額を納めていただくこととなりますので、異動があった場合はすみやかに提出していただきますようお願いいたします。

※異動届出書が不足する場合は、コピーして使用するか又は東浦町ホームページからダウンロードしてご利用ください。なお、ホームページの検索窓から「特別徴収関係の届出書」で検索していただく簡単に探すことができます。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------|--|-----------|----------|-----------|-------------------------|-----------|-------------------|-----------|---|--|--------|--|------|--|------|--|
| | | | | | | 年度 | | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 | | | | | | | |
| 東浦町長殿 令和 年 月 日提出 | | 所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号 | | 〒 | | 特別徴収義務者 指定番号 整理番号 | | 担連 当 者 先 | | 所属 氏名 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 電話 | | 内線 () | | | | | |
| | | | | | | | | | | フリガナ | | 氏名 | | フリガナ | | 氏名 | |
| | | | | | | | | | | 氏名 | | フリガナ | | 氏名 | | フリガナ | |
| 給 与 所 得 者 | フリガナ | | フリガナ | | フリガナ | | フリガナ | | フリガナ | | | | | | | | |
| | 氏名 | | 氏名 | | 氏名 | | 氏名 | | 氏名 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | | |
| | 個人番号 | | 個人番号 | | 個人番号 | | 個人番号 | | 個人番号 | | | | | | | | |
| | 受給者番号 | | 受給者番号 | | 受給者番号 | | 受給者番号 | | 受給者番号 | | | | | | | | |
| | 1月1日現在の住所 | | 1月1日現在の住所 | | 1月1日現在の住所 | | 1月1日現在の住所 | | 1月1日現在の住所 | | | | | | | | |
| 異動後の住所 | | 異動後の住所 | | 異動後の住所 | | 異動後の住所 | | 異動後の住所 | | | | | | | | | |
| | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | | (イ) 徴収済額 | | (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) | | 異動年月日 | | 異動の事由 | | | | | | | |
| | | 円 | | 円 | | 円 | | 年 月 日 | | 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 | | | | | | | |
| | | | | 月 月 | | 月 月 | | 年 月 日 | | 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) | | | | | | | |

1. 特別徴収継続の場合

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------------|--|-----------|--|--|------------------|--|
| 新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者) | 特別徴収義務者 指定番号 | | (新規) 法人番号 | | 新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 | | |
| | 所在地 | | 〒 | | 受給者番号 | | |
| | フリガナ | | フリガナ | | 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) | | |
| | 氏名又は名称 | | 氏名又は名称 | | 内線 () | | |
| | | | | | | 右から 番号を 記入 | |

2. 一括徴収の場合

| | | | | |
|--------|---|--------|---------------------|--|
| 理 由 | <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため <small>右から 番号を 記入</small> | 徴収予定月日 | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。 |
| | | 月 日 | 円 | |

3. 普通徴収の場合

| | | |
|--------|--|---------|
| 理 由 | <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため <small>右から 番号を 記入</small> | ※市町村記入欄 |
| | | |

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|--|----------------|--|--|--|---|---|--|--------------------|--|
| | | | | | | 年度 | | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 | |
| 東浦町長殿 令和 年 月 日提出 | | 給 与 支 払 者 〔 特 別 徴 収 者 〕 | 所在地 | 〒 | | | | | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | |
| | | | フリガナ | | | | | | | 整理番号 | |
| | | | 氏名又は名称 | 担 連 当 絡 者 先 | 所 属 氏 名 | | | | | | |
| | | | 個人番号 又は法人番号 | | 電 話 | 内線 () | | | | | |
| 給 与 所 得 者 | フリガナ | | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) | 異 動 年 月 日 | 異 動 の 事 由 | 異動後の未徴収 税額の徴収方法 | | |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | | | <input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付) | | |
| | 個人番号 | | | <input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで | <input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで | <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 | 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由) | | | | |
| | 受給者番号 | | | 円 | | 円 | | 円 | | | |
| 1月1日 現在の住所 | | | | | | | | | | | |
| 異動後の 住所 | | | | | | | | | | | |
| 1. 特別徴収継続の場合 | | | | | | | | | | | |
| 新 しい 勤 務 先 | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | (新規) 法人番号 | | | | | | 新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 | | | |
| | 所在地 | 〒 | | 担 当 者 連 絡 先 | 所 属 氏 名 | 電 話 | 内線 () | | | | |
| | フリガナ | | | | | | 受給者番号 | | 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) | | <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要 |
| 氏名又は名称 | | | | | | | | | | | |
| 2. 一括徴収の場合 | | | | | | | | | | | |
| 理 由 | <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため (右から番号を記入) | | | | 徴収予定月日 | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | | 左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。 | | | |
| | | | | | 月 日 | 円 | | | | | |
| 3. 普通徴収の場合 | | | | | | | | | | | |
| 理 由 | <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため (右から番号を記入) | | | | ※市町村記入欄 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

異動届出書の記入例（普通徴収に変更）

給与所得者が未徴収税額を、直接市町村に納める方法に変更する場合は、この記入例を参考にしてください。

| 給与支払報告 特別徴収 | | に係る給与所得者異動届出書 | | | | 年度 | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 | |
|---------------------------|---------------------|---|--------------------------------|----------------------------------|--------------------|---|--|--|--------------------|--|
| 東浦町長殿 令和8年9月10日提出 | 〔特別徴収者〕 給与支払者 | 所在地 | 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 | | | 特別徴収義務者 指定番号 | 88888888 | | | |
| | | フリガナ | ヒガシウラ | | | 整理番号 | 1 | | | |
| | | 氏名又は名称 | 株式会社 東浦 | | | 担連 当絡 者先 | 所属 氏名 | 人事課 給与係 東浦 花子 | | |
| | | 個人番号 又は法人番号 | | | | 電話 | 0562-83-3111 内線（112） | | | |
| 給与 所得者 | フリガナ | ヒガシウラ タロウ | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異動 年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収 税額の徴収方法 | |
| | 氏名 | 東浦 太郎 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和 60 年 4 月 4 日 | | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | | | | |
| 受給者番号 | A123 | | 6 月から 8 月まで | 9 月から 5 月まで | 8 年 8 月 31 日 | 1 1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 事由・理由 | 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) | | | |
| 1月1日現在の住所 | 東浦町大字森岡字杉之内15-3 | | 120,000 円 | 30,000 円 | 90,000 円 | | | | | |
| 異動後の住所 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 | | | | | | | | | |
| 1. 特別徴収継続の場合 | | | | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所と退職後の住所が異なる場合に記入 | | 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載してある特別徴収税額を記入 | | 6月以降に給与天引きした月及び徴収した税額の合計額を記入 | | 給与天引きにより徴収できなくなった月及び税額を記入 | | 退職、休職等の異動のあった日付を記入 | | |
| 該当番号を記入 | | 該当番号を記入 | | 該当番号を記入 | | 該当番号を記入 | | 3. 普通徴収を記入 | | |
| 2. 一括徴収の場合 | | | | | | | | | | |
| 該当番号を記入 | | | | 徴収予定月日 | | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | | 左記の一括徴収した税額は、 □ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。 | | |
| 3. 普通徴収の場合 | | | | | | | | | | |
| 1 右から番号を記入 | | | | 1. 異動が令和6年12月31日までに、一括徴収の申出がないため | | 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため | | 3. 死亡による退職であるため | | |
| ※市町村記入欄 | | | | | | | | | | |

異動届出書の記入例（一括徴収）

給与支払者が未徴収税額を給与又は退職金から徴収し一括で納入する方法です。この方法で納入する場合は、この記入例を参考にしてください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

| | | 年度 | | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 | |
|---|---------------------|-----------------|--|--|---|---|--|
| 東浦町長殿 令和8年9月10日提出 | | 給与支払者 特別徴収者 | 所在地 | 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 | | | |
| | | | フリガナ | ヒガシウラ | | | |
| | | | 氏名又は名称 | 株式会社 東浦 | | | |
| | | | 個人番号又は法人番号 | <small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small> | | | |
| | | | 特別徴収義務者 指定番号 | 88888888 | | | |
| | | | 整理番号 | 1 | | | |
| | | | 所属 | 人事課 給与係 | | | |
| | | | 担当者 氏名 | 東浦 花子 | | | |
| | | | 担当者 電話 | 0562-83-3111 内線（112） | | | |
| 給与所得者 | フリガナ | ヒガシウラ タロウ | | | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
| | 氏名 | 東浦 太郎 | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和 60 年 4 月 4 日 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | |
| | 受給者番号 | A123 | | | | | |
| | 1月1日現在の住所 | 東浦町大字森岡字杉之内15-3 | | | | | |
| 異動後の住所 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 | | | | | | |
| | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) | 8 年 8 月 31 日 | 1 | 2 | |
| | 120,000 円 | 30,000 円 | 90,000 円 | | 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 | 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) | |
| <p>※1月以降の異動は一括徴収することとされています。異動が分かってから支払う給与・退職金が未徴収税額より少ない限り一括徴収をしてください。 ※死亡による退職の場合は、一括徴収は行わないでください。</p> | | | | | | | |
| 2. 一括徴収の場合 | | 1 | 1. 異動が令和6年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため | | 徴収予定月日 | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | 左記の一括徴収した税額は、 8 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。 |
| | | | | | 8 月 25 日 | 90,000 円 | |
| 3. 普通徴収の場合 | | | 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は 3. 死亡による退職であるため | | 退職後に支払う給与及び退職金から町民税・県民税を徴収する場合の支払日を記入 | | |
| | | | | | 一括徴収した税額を納入する期別(月別)及び納入する日付を記入 行き違いを防止するため、期別と納入日の両方を記入 | | |

異動届出書の記入例（特別徴収継続）

転職の場合や退職後に別の事業所へ就職される給与所得者の場合、新たな勤務先で特別徴収を継続していただけます。
 このような場合は、この記入例を参考にしてください。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

| | | 年度 | | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 | | | |
|----------------------|---------------------|-----------------|--------------------------------|---------------------|------------|------------------------|---|---|--------------------|
| 東浦町長殿 令和8年9月10日提出 | 〔特別徴収者〕 給与支払者 | 所在地 | 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 | | | 特別徴収義務者指定番号 | 88888888 | | |
| | | フリガナ | ヒガシウラ | | | 整理番号 | 1 | | |
| | | 氏名又は名称 | 株式会社 東浦 | | | 担連当絡者先 | 所属 人事課 給与係 | | |
| | | 個人番号又は法人番号 | | | | 氏名 東浦 花子 | 電話 0562-83-3111 内線（112） | | |
| 給与所得者 | フリガナ | ヒガシウラ タロウ | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収 税額の徴収方法 |
| | 氏名 | 東浦 太郎 | | | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和 60 年 4 月 4 日 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | | | |
| | 受給者番号 | A123 | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 東浦町大字森岡字杉之内15-3 | | 6 月から 8 月まで | 9 月から 5 月まで | 8 年 8 月 | 2 | 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由) | 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) | |
| 異動後の住所 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 | | 120,000 円 | 30,000 円 | 90,000 円 | 31 日 | | | |

1. 特別徴収継続の場合

| | | | | | | | |
|--------|-------------|--------------------------------|------|--|-------------|--------------------------------|---|
| 新しい勤務先 | 特別徴収義務者指定番号 | (新規) | 法人番号 | | | | 新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 |
| | 所在地 | 〒470-2103 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路10番地 | | | 担当者連絡先 | 所属 給与サービス部 | |
| | フリガナ | ヒガシウラショウジ | | | 氏名 東浦 一郎 | 電話 0562-83-0000 内線（1234） | |
| | 氏名又は名称 | 東浦商事株式会社 | | | 受給者番号 | 12345 | |
| | | | | | | 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) | 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要 |

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が...
 2. 異動が...

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が...
 2. 令和...
 3. 死亡に...

・納税者の新たな勤務先の名称及び住所を正確に記入

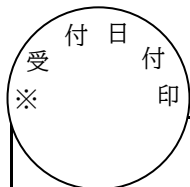
・東浦町の特別徴収義務者指定番号ある場合は記入し、ない場合は新規に○を記入

新たな勤務先に連絡した際に、応答していただく方の係、氏名、電話番号を記入

転職等の場合は、現在あなたの事業所で特別徴収している月割額と徴収を始める月を新たな勤務先へ連絡し、その連絡した内容を記入

新規に○を付けた場合番号を記入

町民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替依頼書



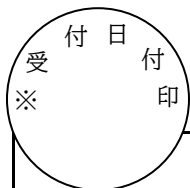
| | | | | | |
|------------|--|-------------|--|-----------------------------|----|
| 愛知県知多郡東浦町長 | 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者) | 所在地 | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | |
| | | 名 称 | | 連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号 | 係 |
| | | 代表者の 職氏名 | | | 氏名 |
| | | 法人番号 | | | 電話 |
| 年 月 日 | | | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------|------------------------------|--|
| 給 与 所 得 者 | フリガナ | | _____月分より特別徴収を希望します。 普通徴収税額 _____ 円 納付済税額 _____ 円 (第 _____ 期分まで) |
| | 氏 名 | | |
| | 生 年 月 日 | 明・大・昭・平 年 月 日 | |
| | 住 所 (1月1日現在) | | |
| | 受給者番号 | | |

※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収に切替できません。納期限を過ぎてしまう可能性がある場合は、当該納付期分まで本人に納めるようお願いいただき、その翌期以降で切り替えを依頼してください。

※特別義務者用及び納税義務者用「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の発送は、受付日の翌月上旬となります。徴収開始月には余裕をもってご提出ください。

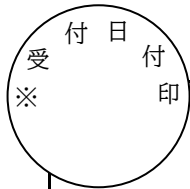
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書



| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------|----|--|
| 愛知県知多郡東浦町長 年 月 日 | 給 与 支 払 者 | (特別徴収義務者) | 所在地 | | | | | | | | | | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | | |
| | | | 名 称 | | | | | | | | | | | 連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号 | 係 | |
| | | | 代表者の 職氏名 | | | | | | | | | | | | 氏名 | |
| | | | 法人番号 | | | | | | | | | | | | | |

| | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|--|--|
| フリガナ | | |
| 所 在 地 | | |
| フリガナ | | |
| 名 称 | | |
| 電 話 | () - 内線 | () - 内線 |
| 備 考 | <input type="checkbox"/> 送付先の変更 | 変更年月日 年 月 日 |

◎お願い 所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナをふってください。



町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------|----|--|--|
| 愛知県知多郡東浦町長 年 月 日 | 給与 与 支 払 者 (特別徴収義務者) | 所在地 | | | | | | | | | | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | | | |
| | | 名 称 | | | | | | | | | | | 連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号 | 係 | | |
| | | 代表者の 職氏名 | | | | | | | | | | | | 氏名 | | |
| | | 法人番号 | | | | | | | | | | | | | | |

地方税法 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例について (承認 ・ 取り下げ) を申請します。

| 納期の特例を受けようとする税額 | 円 | | 年 月 日から | | 年 月 日までの納期に係る町民税・県民税・森林環境税 | |
|---|------|----------|----------|------|----------------------------|----------|
| 申請前 6 ヶ月間に支払をした総人員及び給与総額 (カッコ内には臨時雇 用者の総人員及び給与 総額を内書きで記入し てください。) | 年 月分 | () 人 | () 円 | 年 月分 | () 人 | () 円 |
| | 年 月分 | () 人 | () 円 | 年 月分 | () 人 | () 円 |
| | 年 月分 | () 人 | () 円 | 年 月分 | () 人 | () 円 |
| やむを得ぬ事由による、 町税の滞納又は著しい納 付(納入)の遅延がある 場合はその事由 | | | | | | |

- ※承認または取り下げを選択し、提出してください。
- ※この申請書提出後に税額が変更になったときは、変更後の税額に置き換えます。
- ※納期の特例は第 1 月 (6 月) から第 6 月 (11 月) までと、第 7 月 (12 月) から第 12 月 (5 月) までの年 2 回の納期とします。
- ※給与の支払を受ける人員が 10 人超になった場合には、この特例の要件を欠くことになります。
年度の途中でも 10 人超となった場合には取り下げの申請をしてください。
- ※前年度において納期の特例が承認されている場合は、新たに申請する必要はありません。

郵便局の指定について

(郵便局を利用される
特別徴収義務者の皆様へお願い)

愛知・三重・岐阜・静岡県以外の
の(株)ゆうちょ銀行・日本郵便(株)を
利用される場合は、当町の取扱局
としてあらかじめ指定しなければ
なりませんので、お手数ですが、
右の「指定通知書」に利用される
郵便局名を記入して第1回分の納
入時に納入書とともに郵便局へ提
出してください。

なお、前年度利用していた郵便
局は、本年度も指定郵便局として
引き続き利用できます。

年 月 日

.....郵便局長 様

愛知県知多郡東浦町長

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民
税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱局に指定しましたから
通知します。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1. 許 可 番 号 | 貯業1第3267号 |
| 2. 口 座 番 号 | 00840-4-960104 |
| 3. 加入者の名称 | 知多郡東浦町会計管理者 |
| 4. 取りまとめ局 | 〒469-8794 (株)ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター |

